

知多市地域公共交通会議の法定協議会への移行について

地域公共交通活性化再生法（以下「地域交通法」という。）に規定される地域公共交通計画の策定に向けて、現在の「道路運送法」に基づく知多市地域公共交通会議を「地域交通法」に基づく法定協議会の機能を併せ持つ二法協議会に移行します。

⇒地域公共交通計画については、令和5年度第1回会議資料を参照。

1 法定協議会へ移行する理由について

① 地域公共交通計画の策定

計画の策定を通じて本市の望ましい地域公共交通のあり方を検討していくためには、法定協議会において、多様な立場の方が参加のもと内容を協議し、合意形成を図っていく必要があります。また、法定協議会は、計画を策定したのちは、計画に定められた取組や進行管理を推進していく役割を担います。

② 国庫補助金の活用

公共交通に関する国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）は、令和2年の法改正により補助対象者が自治体ではなく、原則、法定協議会に変更されました。補助金を活用して施策を講じていくためには、必然的に法定協議会が設置されていなければなりません。なお、来年度活用を予定している計画策定に係る補助金についても、補助の要件として補助対象者が法定協議会である必要があります。

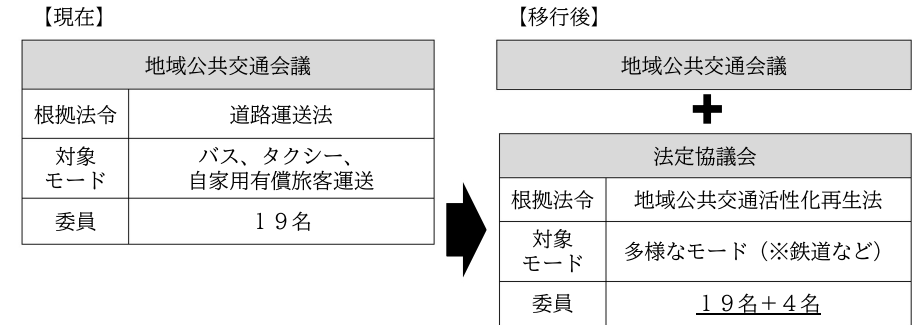
2 法定協議会への移行に伴う変更点等について

(1) 「知多市地域公共交通会議設置要綱」の改正

法定協議会の移行に当たり設置要綱を「資料1-2」のとおり改正します。今回の主な改正点は次のとおり。

条 項	内 容
第1条	地域交通法に基づく「法定協議会」として位置付けます。
第2条	会議の協議事項を法定協議会の趣旨に合わせて変更します。
第3条	委員の拡充。（20名以内⇒25名以内。鉄道事業者及び市職員の追加。）
第5条⑦	軽微な事案、緊急を要する事案等の場合は、書面開催とすることを可能とします。
第7条	令和5年10月1日の道路運送法の改正により、協議運賃（コミュニティ交通の運賃等）を改正するためには地域公共交通会議ではない別の部会を設置し協議することが必要となったため、運賃及び料金について協議する「運賃料金部会」の設置について定めます。
第10条～ 第14条	・会議の運営に当たり事務局、予算と会計を持つことから、会議の事務局、財務、委員の報償費等に関する規定を新たに設けます。 ・会計を持つに当たり、監査の実施と監事に関する規定を設けます。

(2) 会議の位置づけ



① 会議の名称は、引き続き「知多市地域公共交通会議」とします。

② 本市の公共交通を多角的に、また、多様な交通モードを対象にして協議するために、委員の対象を拡充し、新たに4名を加えます。（資料1-3のとおり）

(3) 会議の委員について

ア 現在の委員について

法定協議会の委員に自動的に移行し、任期は従前のとおり令和6年6月4日まで。

イ 新しい委員（4名）について

法定協議会に移行した日から令和6年6月4日まで。

ウ 次期委員について

令和6年6月5日から新しい委員に委嘱します。

任期：令和6年6月5日から委嘱し、令和7年6月4日まで

(4) 法定協議会への移行の日

設置要綱の改正の日からとし、3月中を予定しています。

3 令和6年度の地域公共交通会議について

(1) 会議の開催予定について

計画策定の進捗に合わせて年3～4回の開催を予定しています。第1回目は6月頃を予定しています。詳細なスケジュールについては、報告事項(1)で説明します。

(2) 令和6年度の予算・事業計画について

要綱第5条第7項の規定を適用し、4月上旬頃、書面をもってお諮りします。

(3) 監事の任命について

令和6年度第1回目の会議において監事2名を委員の中から任命します。

知多市地域公共交通会議設置要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、知多市における市民生活に必要な旅客運送の確保及び公共交通の利便の増進を図り、地域の実情に即した持続可能な旅客運送サービスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）の規定に基づき設置する知多市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様等に関する事項
- (2) 公共交通政策の推進に関する事項
- (3) 法第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通計画の策定及び実施に関する事項
- (4) 交通会議の運営に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交通会議で協議することが適切であると認める事項

（組織）

第 3 条 交通会議は、会長、副会長及び委員 25 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長又は市長が指名した者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市民又は利用者の代表
 - (2) 識見を有する者
 - (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
 - (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

- (5) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 鉄道事業者の代表者又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
又はその指名する者
- (8) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (9) 愛知県都市・交通局長又はその指名する者
- (10) 愛知県知多建設事務所長又はその指名する者
- (11) 愛知県知多警察署長又はその指名する者
- (12) 市職員
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任されることができる。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 交通会議の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 副会長は、会議の議長となる。

4 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。

5 会議は、原則として公開とする。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

7 会議は、軽微な事案又は緊急を要する事案、その他会長が認めるときは書面による開催とすることができる。

(傍聴)

第6条 交通会議の傍聴を希望する者は、会議が開始される前までに、受付において、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 前項の受付簿に記入した者のうち、会長が許可した者は、会議を傍聴することができる。ただし、会長は傍聴人が会議の秩序を乱し、又は妨げるような行為を

するときその他会議の円滑な進行を図るために議長が指示する事項に従わないときは、退場を命ずることができる。

- 3 会長は、傍聴希望者が多数であるときは、傍聴人数を制限することができる。

この場合において、制限する人数や調整方法については、会議室の状況を勘案し、会長がその都度決定するものとする。

(運賃料金部会)

第7条 交通会議は、旅客運送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議するため、運賃料金部会を置く。

- 2 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 地域における需要に応じ、市民生活のための旅客運送に係る運賃等に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、運賃料金部会が必要と認める事項

- 3 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 会長

(2) 運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

(3) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者

(4) 市民又は利用者の代表

- 4 運賃料金部会の部会長は、会長をもって充てる。

- 5 部会長は、部会務を総理する。

- 6 議決の方法は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところとする。

- 7 運賃料金部会は、原則として公開とする。

- 8 運賃料金部会において協議が調った事項は、速やかに会議に報告するものとする。

(専門部会)

第8条 会長は、地域の実情に即した課題、専門的な個別課題等について協議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、第3条に定める委員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 専門部会は、協議結果を交通会議に提出することができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 交通会議の事務を処理するため、事務局を知多市企画部市民協働課に置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の経費)

第11条 交通会議の運営に要する経費は、知多市からの負担金その他の収入をもって充てる。

(交通会議の監査)

第12条 監事は、会長が指名する。

2 交通会議の出納の監査は、監事によって行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(交通会議の財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算の編成、収入及び支出に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償費及び費用弁償)

第14条 交通会議の委員の報償費及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が廃止された場合の措置)

第15条 交通会議が廃止された場合には、交通会議の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年●月●日から施行する。

令和5年度 知多市地域公共交通会議委員名簿(案)

資料1-3

任期 令和6年〇月〇日から令和6年6月4日まで

	役 職	氏 名	備 考
1	知多市副市長	立川 泰造	市長又は市長が指名した者
2	八幡コミュニティ会長	浅井 宏	市民又は利用者
3	東部コミュニティ会長	向井 武美	市民又は利用者
4	岡田コミュニティ会長	竹内 淳介	市民又は利用者
5	南粕谷コミュニティ会長	竹上 登	市民又は利用者
6	旭東コミュニティ会長	川崎 常次	市民又は利用者
7	知多市社会福祉協議会 会長	渡辺 正敏	市民又は利用者
8	知多市観光協会 会長	酒井 清	市民又は利用者
9	知多市商工会 青年部長	上村 卓也	市民又は利用者
10	名城大学理工学部 社会基盤デザイン工学科教授	松本 幸正	識見を有する者
11	知多乗合株式会社 代表取締役社長	金森 隆浩	一般乗合旅客自動車運送事業者
12	レスクル株式会社 代表取締役社長	鶴田 誠	一般乗合旅客自動車運送事業者
13	公益社団法人愛知県バス協会 専務理事	小林 裕之	一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
14	愛知県タクシー協会知多支部長	藤田 和弘	一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
15	名古屋鉄道株式会社 地域活性化推進本部 地域連携部 交通サービス担当課長	花村 元気	鉄道事業者
16	愛知県交通運輸産業労働組合協議会幹事	桑山 忍	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
17	中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官	宮川 高彰	国土交通省中部運輸局 愛知運輸支局
18	愛知県都市・交通局 交通対策課 担当課長	石屋 義道	愛知県都市・交通局 (都道府県)
19	愛知県知多建設事務所 維持管理課長	水田 昌孝	愛知県知多建設事務所 (道路管理者)
20	愛知県知多警察署 交通課長	佐藤 賢治	愛知県知多警察署 (都道府県警察)
21	知多市 都市整備部長	鈴木 宏式	市職員 (道路管理者)
22	知多市 福祉子ども部長	花井 佳世	市職員
23	知多市 環境経済部長	林 和宏	市職員

事務局

知多市 企画部長	細川 賢弘
知多市 市民協働課長	平岩 佳代
知多市 市民協働課	加藤 正樹
知多市 市民協働課	竹内 俊介
知多市 市民協働課	宮崎 彩寧